



2026年2月5日

各 位

会社名 株式会社フレクト
代表者名 代表取締役CEO 黒川 幸治
(コード番号：4414 東証グロース)
問い合わせ先 執行役員ファイナンス& 河田 紘史
アカウンティング本部長CFO
TEL. 03-5159-2090

自己株式取得に係る事項の決定について

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

この度、当社は、留保金課税の解消を目指すことを重要な経営課題として検討を進める中で、合同会社クロ（当社代表取締役CEOである黒川幸治が自己の計算において議決権の100%を所有する資産管理会社）に対し、同社が保有する当社株式の一部売却について打診いたしました。その結果、同社より当該株式の一部について売却の意向が有る旨を確認し、本自己株式取得のみでは留保金課税の解消となる議決権比率50%以下の基準を満たしませんが、当社の株価、財務状況及び市場動向等を勘案し、当社は当該株式を自己株式として取得することとしました。本自己株式取得により、1株当たりの株式価値の向上、資本効率の向上、並びに支配株主の持株比率低下によるガバナンスの向上に繋がるものと判断いたしました。

本自己株式取得により取得した自己株式は、株式を対価としたM&A・資本業務提携や、株式報酬制度などに活用していく想定です。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	860,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合13.99%)
株式の取得価額の総額	12億円（上限）
取得する期間	2026年2月6日から2026年2月27日
取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSINeT-3）による買付け

(注1) 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります

(注2) 取得予定株数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、当社の支配株主である合同会社クロの保有株式の一部を売却する予定であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

2025年6月19日開示のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で定めた通り、支配株主との取引に関しては、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。支配株主との取引を実施する際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、取締役会において十分に審議した上で、適正な決裁を受けることとしております。

ToSTNeT-3市場での自己株式取得は、事前公表型の市場内取引であり、かつ制度上、特定の相手からの買付けが保証されていないため、相対取引ではなく、直接の利益相反は生じませんが、当社代表取締役CEOである黒川幸治が議決権の100%を所有する支配株主である資産管理会社との取引となる可能性に配慮して、利益相反取引の場合と同様の手続きをとることとし、黒川幸治は本自己株式取得に関する審議及び決議には一切参加しておりません。本日の取締役会では、本自己株式取得が、コーポレート・ガバナンスに関する報告書で定めた支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に沿って、留保金課税の解消を目指すという事業上の必要性を審議するとともに、ToSTNeT-3市場での事前公表型の市場内取引により取引条件の妥当性が確保されていることを確認した上で、黒川幸治を除く全取締役4名（社外取締役含む）の賛成により本自己株式取得が決議されました。

ToSTNeT-3による本自己株式の取得は、仮に売付申込数量が買付数量を上回る場合には、按分方式により取引を成立させることになり、当社の株主に対して取引機会が平等に設けられています。また、本自己株式の取得は、インサイダー取引規制に係る重要事実を全て開示し、さらに、本自己株式の取得の具体的な買付内容をも事前公表したうえで実施されるものであることから、情報の非対称性から来る少数株主への不利益という問題も発生し得ないと考えられます。

なお、当社の独立役員である社外取締役鎌川陽介、藤原章一及び小川周哉の3名より、本自己株式取得は、留保金課税の解消をその目的とし、利害関係を有しない取締役のみで意思決定を行うことで意思決定過程の公正性の確保及び利益相反を回避するための措置が取

られていること、ToSTNeT-3 市場での自己株式取得であり取引価格に忝意性はなく、価格の公平性が担保され、且つ、他の株主にも取引機会が平等に与えられていること等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を本日いただいております。

(ご参考) 2025 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	6,146,443 株
自己株式数 (注)	46,117 株

(注) 役員報酬 B I P 信託及び株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式数 45,909 株は、自己株式数に含めております。

以 上